

厚生労働省発基安0321第81号

令和 6 年 3 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 立入禁止に係る措置等の対象拡大

1 事業者が、自動送材車式帯のこ盤を使用する作業場、車両系荷役運搬機械等を使用する作業場その他の作業場において、危険が発生するおそれのある箇所に入り込むことを禁止する措置の対象者として、労働者以外の当該作業場において作業に従事する者を追加すること。

2 1の措置の方法の例として、禁止する旨を見やすい箇所に表示することを規定するとともに、事業者は、1の作業場のうち立ち入ることの禁止及びその旨の表示が義務付けられていたものにおいて、表示以外の方法により1の措置を講じたときは、1の措置を講じた箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

3 1の作業場において作業に従事する者は、1の措置により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならないものとする。

4 踏切橋や昇降するための設備等が設けられた作業場において作業に従事する者は、当該設備を使用

しなければならないものとする。

二 搭乗禁止に係る対象者の拡大

1 事業者が、立旋盤、プレーナー等を使用する作業場、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う作業場その他の作業場において当該機械等を運転する場合に、危険が発生するおそれのある箇所に乗せてはならない者として、労働者以外の当該作業場において作業に従事する者を追加すること。

2 1の作業場において作業に従事する者は、1の危険が発生するおそれのある箇所に乗ってはならないものとする。

三 退避等に係る措置の対象拡大

1 事業者が、ずい道等の建設の作業を行う場合、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合その他の場合において、労働災害発生の急迫した危険等があるときは、直ちに安全な場所に退避させなければならない措置の対象者として、労働者以外の当該作業に従事する者を追加すること。

2 事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、同時に就業する者（労働者以外の当該作業に従事する者を含む。）の人数と同数以上の避難用器具を適当な場所に備え、常時有効かつ清潔に保

持しななければならないものとし、その備付け場所及び使用方法を労働者以外の者を含む関係者に対し、周知しなければならないものとする。

3 事業者が、切羽までの距離が一定以上となる道等の建設の作業を行う場合等において、特定の期間内に一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難等の訓練を行わなければならない措置の対象者として、労働者以外の関係者を追加すること。

4 事業者が、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、サイレン、非常ベル等の警報用の設備及び登り栈橋、はしご等の避難用の設備を設け、その設置場所等を周知させなければならない対象者として、労働者以外の当該作業に関係する者を追加するものとする。

四 火気使用の禁止に係る措置の対象拡大

1 事業者は、火薬又は爆薬を装填するとき、その付近で発破の業務に従事する者（労働者を除く。）の裸火の使用又は喫煙について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとともに、当該発破の業務に従事する者は、火薬又は爆薬の装填が行われる付近で裸火の使用又は喫煙を行ってはならないものとする。

2 事業者が、火気を使用することを禁止する措置の方法の例として、禁止する旨を見やすい箇所に表示することを規定するとともに、事業者は、火気を使用することの禁止及びその旨の表示が義務付けられていた場所において、表示以外の方法により当該措置を講じたときは、当該措置を講じた場所が火気を使用することが禁止されている旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

3 危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所において作業に従事する者は、点火源となるおそれのある機械等又は火気の使用をしてはならないものとする。喫煙所及びストーブその他火気を使用する場所においては、作業に従事する者は、みだりに喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならないものとする。

五 悪天候時の作業禁止に係る対象者の拡大
事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業、林業架線作業その他の作業の実施について危険が予想されるときは、労働者以外の者を含め、当該作業を行わせてはならないものとする。

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

一 立入禁止に係る措置の対象拡大

第一の一の2に準じた改正を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 クレーン等安全規則の一部改正

一 立入禁止に係る措置の対象拡大

第一の一の1及び2に準じた改正を行うこと。

二 搭乗禁止に係る対象者の拡大

1 事業者が、クレーン、移動式クレーン又はデリックを使用する作業場において当該機械を運転する場合に、運搬し、又はつり上げて作業させてはならない者として、労働者以外の当該作業場において作業に従事する者を追加すること。

2 事業者が、建設用リフト又は簡易リフトを使用する作業場において当該機械を運転する場合に、当該機械の搬器に乗せてはならない者として、労働者以外の当該作業場において作業に従事する者を追

加すること。

3 2の作業場において作業に従事する者は、2の搬器に乗ってはならないものとする。

三 悪天候時の作業禁止に係る対象者の拡大

第一の五に準じた改正を行うこと。

四 その他所要の改正を行うこと。

第四 ゴンドラ安全規則の一部改正

第一の一の1及び2に準じた改正を行うこと。

第五 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。